

公的研究費の運営・管理、研究不正防止に関するポリシー

施 行 2017年4月1日

最新改訂 2023年10月1日

株式会社日本製鋼所グループは、『内部統制の基本方針』に定める内部統制の基本的枠組みにおいて、公的研究費に係わる不正防止の取り組み（以下、公的研究費の運営・管理）に対し、以下のポリシーを定め、公的研究費の適正な取扱いと研究開発活動における不正行為、不適切行為への適切な対応に努めます。

I. 責任体制

株式会社日本製鋼所グループにおいて適正な公的研究費の運営・管理を行うために、以下の管理者を設置する。

1) 最高管理責任者：CSR・リスク管理担当役員

社内全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。

2) 統括管理責任者：技術担当役員（CTO）

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について社内全体を統括する実質的な責任と権限を持ち、必要に応じその実務を分担するコンプライアンス推進責任者を任命することができる。

3) コンプライアンス推進責任者：公的研究費が配分される事業部門の長

各部門における公的研究費の運営・管理について、実質的な責任と権限を持つ。

II. ルールの明確化と関係者の意識向上

コンプライアンス推進責任者は、以下のことを行う。

1) 全社の規程、各標準によって定められた社内の事務手続きのルールに従った運営・管理を実施するように、公的研究費に関する研究開発活動に係わる全ての者に指示をする。

2) 研究開発活動における不正行為、不適切行為および、公的研究費の不正使用等を未然に防止するための教育を実施する。

III. 告発等の取扱い、調査および処分

1) 研究開発活動における不正行為、不適切行為および、公的研究費の不正使用に関する通報を社内外から受け付ける窓口を『内部通報規程』にもとづき設置する。

2) その他告発者の保護をはじめとする告発等の取り扱い、調査及び処分については、『内部通報規程』及び、そのマニュアルによるものとする。

IV. モニタリング

公的研究費が適正に執行されているかに関するモニタリングおよび監査を実施する。